

第六回 国会 文部委員会 議 録 第 十 一 号

昭和二十四年十一月二十六日（土曜日）  
午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事岡延右門君 理事高木 章君

理事園谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事稲葉 修君 理事今野 武雄君

理事小林 信一君

伊藤 郷一君 甲木 保君

佐藤 重遠君 千賀 康治君

森戸 辰男君 渡部 義通君

出席國務大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員 久保田藤麿君

委員外の出席者

議員 坪内 八郎君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 福田 繁君

法制局参事 福原 忠男君

専門員 横田重左衛門君

十一月二十六日

委員尾関義一君辞任につき、その補

欠として高木章君が議長の名で委

員に選任された。

同日

理事柏原義則君の補欠として高木章

君が理事に当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

私立学校法案（内閣提出第三八号）

六・三制完全実施に関する決議の実

行に関する決議案（野坂参三君外三

十五名提出、決議第一号）

科学技術研究振興に関する決議案  
（古米地義三君外二名提出、決議第  
二号）

古美術保存に関する決議案（野坂参  
三君外三十五名提出、決議第三号）

○原委員長 これより会議を開きま  
す。

私立学校法案を議題とし、審査に入  
ります。全般的質疑を許します。質疑  
は通告順によつてこれを許します。松  
本七郎君。

○松本（七）委員 私学の関係から長い  
間待望されておつた私学法が、ようや  
くできたわけでありましたが、文部大臣  
の御説明にもありましたように、一年  
余りにわたつて、この法律案制定につ  
つて、私学団体総連合会とも打合せを  
されておつたといふことであります

が、それほど長く打合せをされたにか  
かわらず、先般最初に発表された文部  
省の案に対して、私学団体総連合会か  
ら十箇條の修正要求が出て来たような  
始末でございます。その間どういふい  
きさつで、突如としてああいう十箇條  
の要求が出て来るようになったのか、  
この間の事情を少しく御説明願いた  
いと思ひます。

○久保田政府委員 文部省の一応の原  
案が閣議に出まして、閣議の御決定を  
得たわけでありまして、それに對し  
て、突如として起つて来たかのような  
感を抱かれたこと自体が、実は非常に  
遺憾なことでありまして、私もは予  
算の決定の時期と、この法案自体を決

定していただく時期において、むしろ  
法案の方があとになつてくれれば、あ  
あいう問題はおよそ起らなかつたと考  
えるのでございます。御承知の通り、  
不幸にして予算の方が遅れ、法案の方  
が国会に提出する時間の関係で先に進  
めなければならなかつたといふこと、  
また本年度の本予算で、私立学校に對  
する分は全部削られておりました関係  
から、この法案の成立することが、そ  
の條件でございまして、監督

事項なり、また公の支配に属するとい  
つたような性格をなるべく強く出す必  
要が法案にあつたといふ意味よりは、  
むしろ予算的な意味において非常に強  
くあつたといふことが、そも／＼の原  
因でございます。そうして私立学校の  
連合会の方でも、確かに公の支配に属  
するといふ形を出せば、予算をどの程  
度までとれるかといふことについての  
見通しが、私どもの関係においても、  
また私立学校側においても、予算のぎ  
りぎりのところまでやらなければよく  
わからなかつたといふことのために、  
最後に予算がいよいよこの辺まで来れ  
ば、大体この程度の條項の盛り方で満  
足ができるだらうといふ見通しの問題  
が、ちやうどその時期にかかつたとい  
うふうに御了解いただければ、全貌が  
わかりただけるのではないかと考え  
ます。

○稲葉委員 ちよつと議事進行につ  
いて——私学法案が今ここで質疑の段  
階に入るようになった次第であります  
が、この私学法案を提案するにあつ  
て、文部大臣は私立学校の教育を振興  
することは、わが国の教育全般の振興  
をはかる上からも、ゆるがせにするこ  
とのできない重要問題であるといふこ  
とを強調しておられました。本日この  
法案がいよいよ質疑の段階に入るにあ  
つて、文部大臣が出席しておられな  
いといふことは、この問題の重要性に  
ついて、みづから言われたこととたい  
へんに矛盾するわけでありまして、文  
部大臣は出席できないのかといふこ  
とを、委員長から突きとめられて、委  
員会に報告をお願いしたいと思います。そ  
れまで本法案の審議を中止して、暫時  
休憩していただきたいと存じます。

○原委員長 ただいま文部大臣はこの  
国会に上程されております二つの法案  
につきまして、この法案に關係のある  
大臣と御協賛中でございまして、遅れ  
ているわけでございます。その御協賛  
が終了次第、御出席になることとなつ  
ておりますので、その点御了承をいた  
だいて、審議を進められることに御同  
意願いたいと思ひます。

○稲葉委員 委員長のお話は、たいへ  
んとするとところがありますけれど  
も、ただいま松本君から御質疑になつ  
たような点については、全般に關する  
重要問題であつて、文部大臣の御所見  
をじかに承らなければ、とうてい解決  
のできない問題でありますから、質疑  
を継続いたしまして、むだではなか  
らうかと思ひます。

○原委員長 大臣に対する質疑はあと  
まわしにされて、局長に対する御質疑  
を先に御進行願いたいと思ひます。大  
臣ももう三十分以内に御出席になるは  
ずです。

○稲葉委員 大臣がみづから答弁なさ  
れる必要のないような事項についての  
質疑はよろしうございしますけれど  
も、今松本さんから質問されたような  
点については、ひいてはわが国教育界  
の全体に重大な關係のあることであり  
ます。たとへば文部省と私立大学団体  
との關係、文部行政と教育との關係と  
いうような、施策の根本に關する問題  
でありますので、どうしても文部大臣  
が来て、みづから答弁なされたいこと  
には、質疑に對する回答にならない。  
ですから、文部大臣がそういう御事情  
でお出になれないといふのならば、そ  
れまで待ちますから、その間の質疑は  
そういう重大問題でなく、説明員でも  
十分答弁のできるような点についての  
御質疑に限られてもけっこうですが、  
それで進行できますか。そういうコン  
トロールができればよろしうござい  
ます。

○松本（七）委員 私も稲葉委員の御意  
見には賛成ですが、文部大臣が見えて  
から、またあらためて大臣に特に答弁  
を求めなければならぬ場合には質問い  
たします。それから大体文部省の意向  
を局長からでも伝えていただいて、そ  
の上でまた必要があれば質問いたしま  
すから、私は続行していただいてけ  
っこうです。

○原委員長 稲葉君、松本君の御質疑

は、大臣に対するのをあとまわしにして、質疑を続行したいというのですから、御了承願います。

○松本(七)委員 時間がございませぬから、この機会に文部省としての私学に対する基本的な考え方を承つておきたいと思ひます。それは例の憲法八十九條と関連した問題ですが、元来私学というものは、基本的にいへば、この間参考人として我妻博士が述べられましたように、公の支配に属さないものとして、完全な自主性を持つてやつて行けるということが最も望ましいと思ひます。そこで文部省としては、憲法の解釈というか、現在憲法の問題となつてゐる点は別として、まづたく公の支配に属さないものとして、将来完全に自主性を尊重して育てて行く方針であるか、あるいは公の支配に属するものとして、できるだけ監督を少くしてやつて行くかという考えであるか、この点をひとつ伺つておきたい。もしも公の支配に属さないものとするならば、先般問題になつたように、何らか私学に対する教育金庫というやうな、憲法の解釈の方もからみましたが、も、そういう方向が解決できるやうに、打開の道を講ずる必要があるのではないか。この根本的な考え方によつて、今後の努力の方向が定まつて来ると思ひますので、文部省の基本的な考え方を伺つておきたい。

○久保田政府委員 文部省は少くも憲法制定以来、私立学校は公の支配に属するものという考え方のもとに、また一方現在の私立学校の財政的な状況というところからみ合せまして、絶対に助成を要し、しかも私立学校の財政的な基礎ができるだけ強固なものでな

ればならぬという建前から、本質的な助成をいたさなければならぬという建前で進んで来ております。

○松本(七)委員 その公の支配に属するものと考えられる根拠は、やはり公共性という観点からそういう建前をとられるのか、お伺いします。

○久保田政府委員 御説の通り公共性という点からでございます。

○松本(七)委員 一般的な質問はこの程度にしておきまして、あとは逐條審議が終つてから後に、一般的な質問の留保だけしておきます。

○原委員長 今野武雄君。

○今野委員 私は主として大臣に対して質問したいと思つてのだけれども、その前に政府委員に対して、一般の点について、ごく簡単な質問をいたします。

第一は、この法案の出されたいきさつを見てみますと、私立学校の経営が困難である、それでそれに補助金を出すことが必要のために、何かその公の支配とか公共性とかいうことを非常に強調しておるやうに見えるのであります。しかし現在の私立学校の経営状態を見ておると、たとえば国立の場合には、東京大学などでも授業料が一箇年三千六百元である。ところが私学の場合には、最低九千円、最高一万七千円といつたやうな状態であり、なほかつそれでも教員の俸給なんかは非常にわずかであります。私自身もある私立大学に最近まで関係してございましたが、もうほとんど給料とは言えないやうな給料しか教授に対して出ないわけでありまして、そういうやうな非常に困難な経営の状態にあるのです。従つて現在予算措置として考えられておるやうな

ものをもつてしては、とうてい私立学校の経営は成り立たない、こういうふうに考えられるのですが、その点についての所見はいかがなものでしょうか。

○久保田政府委員 御指摘の通り、現在の私立学校の財政状態が非常に苦しい、従つて授業料の面でも、官立の場合と比べて私立学校の方が割合に高く、俸給の関係では、ただいまおつしやるやうに非常に薄いといつたやうな事実が、確かにあるのでございます。そういうやうな点を考え合せて、免税の問題にしろ、また収益事業を認めて行くにしろ、そういうた意味の努力をいたしておるわけでありまして。

○今野委員 文部省としましては、私立学校の経営というものは、授業料を本體としてやつて行くことが望ましいと考へておるのか、あるいはさうでなくして、何か別途な方法が、特に日本において可能であると考えられるのか、その点をちよつと聞きたい。

○久保田政府委員 授業料自体で私立学校が経営できないといふことは、官立の学校の状態をながめて、これが教育の問題でありますだけに、不可能だといふことはわかつております。従つて、もし学校に特別な基金的性格のもの、またその学校を運営して行くに必要な収益を生み出し得るやうな収益事業ができ上つて、それらがむしろ本體で、授業料がそれをカバーして行くやうな形になるというのが一応筋だと思ひております。

○今野委員 この法案において、学校の自主性といふことと公共性といふこととが、何か矛盾するやうに考えられておるのは、今お答えのあつたやうなこ

とから出るのはないかと思ふのです。特に今までも世間では、いわゆる学校屋といふ言葉があつたほどであります。学校が何か営利機関であるがごとく考えられることもあつたわけでありまして。そういうものであるから、これは監督しなければいけない、こういうふうな観念が基礎にありはしないか。これでは日本の教育を健全に発達させて行くといふことは、とうてい不可能であるといふやうに考えられるわけでありまして。その点で、私立学校といふものに対して、もつと根本的な措置、特にたとえば私立大学の場合などは、これはせたいく物であるとか何とかいう問題ではなくして、これなくしては高等教育といふものを現状維持することが不可能であるといつたやうな、そういう必要物に対して、一方で国立大学の場合には授業料三千六百元、他方では一万七千円、そういうたやうなたいへんな授業料の違いが出て来て、教育の機会均等といふことが非常に失われやすいといふことに對して、もつと根本的な措置が必要のやうに考えられるのであります。文部省ではそういう措置に対して、今どういふふうに考へておられるか伺いたいと思ひます。

○久保田政府委員 もしも私立学校が営利的であつて、その営利的なことに對しての監督を文部省がしなければならぬといふ建前のために、こうした監督事項また監督的な権限といつたやうなものを持つ建前を、この私立学校法で出しておるのは毛頭ございませぬ。監督関係の仕事は、できるだけ自律的な考へで行ふべきだといふ建前のもとに、私立学校に評議員会式のものを持

つて来て、なるだけ役所的な形でなく、自律的な形を出して行きたい。一方私立学校審議会、私立大学審議会といつたものも、まづたたいい申ししたと同じ観点から、自律的な行動をお互いにとれるやうな形に持つて行きたいといふ建前をとつておるのでございます。

○今野委員 あとの質問は後にいたします。

○原委員長 稲葉君。

○稲葉委員 文部大臣がお見えになつてからにいたします。

○松本(七)委員 この法案では、大学から幼稚園までを一本にして対象にしておるやうですが、文部省としては、今後なお引續いてこういう態度で私学に臨まれるのか、それとも大学だけでも切り離してやるというやうなお考へがあるのか。

○久保田政府委員 ただいま公立の大学につきましても管理法が、委員会にかかつておまして、その進行なり、それによつて規定されて来る事実からその問題に発展しないと、明らかにすることをお答えする段階でないと思ひますが、この法案自体は、一応私立大学もそれ以外の学校と一括して考へた態度になつております。

○原委員長 全般に對する御質疑はあります。なれば逐條審議に入ります。

○松本(七)委員 逐條審議は委員長から指定されますか。

○原委員長 全般の審議をして逐條審議をして、そのあとでまた全般と個別の條項について再びおただしになるという行き方で行きたいと思ひます。

○松本(七)委員 委員長から條文を指



ここで言われている自主性であるとは私  
は考えるのであります。そういたします  
と、この公共性というのはそういう  
ような自主性を促進するようなもので  
なければならぬ、こういうふうに考  
えるのであります。もしそうでな  
くして、今のようには公共性を高めると  
いうようなことになる、これは憲法  
論議ではありませんから、詳しくは申  
しませんけれども、いわゆる福祉国家  
的な考え方といえますか、警察国家的  
な考え方、こういうようなものになる  
おそれがあるように考えられますが、  
その点はどういうふうに考えておるの  
ですか。

○久保田政府委員　そのことの解決を、端的にはかる形を出すために、私立学校に特に従来あるよりも多い役員を要求したり、また評議員会をつくつたり、私立大学のために私立大学審議会を、一般私立学校のために私立学校審

議会を置きまして、その間の調節をし、また公共性が高まるに従つておのづから自主性もそこに持ち得るといつた形をそこに出したのであります。

○今野委員　重大な問題でございますから、重ねて確かめておきたいのですけれども、そうするとこの二つのものの中で、公共性が優先するというお考えをお持ちであると、こう解してよろしいのでありますか。

○高瀬國務大臣　公共性と自主性との  
 関連というような問題は、学問的に  
 なかくむずかしい問題ですが、われ  
 われの解釈といたしましては、自主性  
 というものは、やはり公共性を含めて  
 考えられていると思うので、あまりそ  
 うはつきり公共性を含まない自主性とい  
 うようなことは、考えておらないの

であります。従つて一応そこには調節が必ずつくものとして考えております。

○岡(延)委員 実には先ほど文部大臣に對する質問が留保されておりますが、その点についてであります。実は今日で委員会が十回か十一回目であります。が、委員会の最初の段階におきまして、文部大臣に対する全般的質疑、すなわち文部行政に対する全般的質疑は終了しておるのでありますから、本日は文部大臣に対する質疑とは申せ、この私立学校法案に関連のある部分のみみに對する質疑に限定していただきたい、委員長において適当に御処置を願いたい。

○原委員長 ただいまの岡君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○原委員長 それではさういたしませう。

文部大臣が御出席になりましたので、文部大臣に対することの法案を中心とした全般的な質疑に入りますが、第一章の質疑はこれで……。

○水谷(昇)委員 先ほどから松本君が御質問せられたのでありますが、第二條の「私立学校に関する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」という規定であ

りますが、これは後段における規定と解釈の上において非常に疑義を持つものでありますから、この第二條は削除した方がはつきりするように思われるのであります。この点について当局の意見を伺いたいと思います。

○久保田政府委員　ただいま御指摘の通り、第二條は第五條及び第七條との

関係において、多少あいまいな点がございますので、一応第二條は削除して、第五條の上に第二條の削除から来る当然の不足分を補うことで解決をはかりたいと考えております。

○水谷昇委員 私はそういうことを希望いたします。従いまして第三條が第二條ということになるわけですが、第三條の四項を削りまして、次の一條として第四項を第三條にする、こういうようにした方がはつきりすると思います。この点についても御意見を伺います。

○久保田政府委員 お指摘の通り修正させていただいたら、明確になろうと考へております。

○原委員長 それでは第一章に対する  
質疑はこれで終了いたしました。

文部大臣に対する質疑を許します。

○水谷(昇)委員 松本氏からこの点も御質問があつたのでありますが、私もこれに関連いたしましたして大臣に御質問申し上げます。

この私立学校法案は、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園を一括しての私立学校法案であります。大学は學術研究の機關として他の学校と異なる特殊の使命を持つておるのであります。この点から大学とその他の学校を一本の法律で規定することはおもしろくない。具体的には、一本で規定す

るがゆえに、第五條第二号の規定や、理事や評議員の規定、また第五十九條の規定のようなことになるのでありますが、大学だけを別の法律で規定いたしますと、この点がかわつて来ると思ふのであります。

次に、大学の所轄庁は文部大臣であり、その他の学校は地方庁であるとい

うこと、また審議会につきましても、大学とその他の学校とは、この私立学校法においても別々に規定されておるものであります。この点、別の法律に規定した方がよいように思われるのであります。また貸付を受ける場合は、大学は担保を設定いたしましたので、その担保物件には火災保険をかける、かつ五分五厘の利子をつけて返還するものであります。これに對しまして第五十九條第三項の一号ないし三号の監督を受けることは不適当であると思ひます。

また私立大学審議会の構成及び構成の方法について、各大学の意思及び各大学教授会の意思が反映するように措置をしてもらいたいという希望が多いのであります。これについても、大学だけは別に法律で規定することが望ましいのであります。また大学は学術研究の機関として特殊性を持つているので、大学の権威の上からいっても、各種学校や、幼稚園と同じ一本の法律で規定されることは適当でないと思うのであります。またこの私立学校法案の中から、以上申しましたような理由で、大学の規定だけを抽出して、これを大学の本質から、再検討して、私立大学法をつくつてもらいたいという希望が非常に多いのでありますが、この点について大臣の御所見をお伺いしたいの

え、大学もその他のものと同じであるというところに中心があるわけであります。従いまして、今お話のような点も、確かに学校のグレードによる相違ということも考えなければならぬことでもありますけれども、そこは内部の規定によりわけて、全体としては一つの法律にしよう、こういうことできておるわけであります。しかしお話がありましたように、常識的に考えましても、幼稚園というものと大学というものとは、根本的にその内容、性質の違う点がありますので、その点はよく研究をいたしまして、今お話のような点を考慮して、文部省といたしましては、大学については特に、なお研究考慮をすることにいたしたいと思っております。

○水谷（昇）委員　ただいまの大臣の御答弁により、大体了承するものであります。が、私どもは私立大学につきましては、大学の本質にかんがみまして、別途の法制的措置を講ずるよう当局に要望したいのであります。必ず別途の法制的措置を講じてもらいたいということになりましたと、いろいろ／＼支障があるかと思いますが、講ずることを特に当局において御考慮をしていただきたい、私はこういう要望を持っているのであります。この点御意見をお伺いいたします。

○高瀬國務大臣　この法案の構想については、先ほども申した通りでありますけれども、ただいま水谷委員のおつしやつたような意見希望が各方面で非常に強く出ていることを考えますと、なお考慮すべき点があると思います。従いまして、ただいまお話の大学について別途の法律的措置を講ずる

という点につきましても、文部省としてよく考究することにいたしたいと思ひます。

○水谷(昇)委員 了承いたしました。

○松本(七)委員 ただいま文部大臣の御答弁によりますと、法人を対象にした場合であるからこれを一本にしてよい、しかし教育行政というものが主になつて来れば、大学を別途に考慮する余地が大いにある、このような、お考えと承知してよろしゅうございませうか。

○高瀬國務大臣 大体そういう考えであります。ただししかしながら、私立学校の学校行政については、文部省としても、自主的な運営を希望しているわけでありまして、この点は国立大学に対する管理法という点からは、全然違つたものでなければならぬと思ふのであります。大体大学に対する法律的措施を特に考究するという意味は、大学は他の学校に比べて特殊な性質地位を持つてゐるという点から、文部省と学校との関係につきましても、別途の考慮が必要である、こういう意味であります。

○松本(七)委員 自主性と公共性ということにも関連するわけですが、この法案中にある例の審議会の性格、これを諮問機関にしないでもつと強力な決議機関にするような構想はお持合せないのですか。

○高瀬國務大臣 ただいまのところは、その考えは持つておりません。

○今野委員 大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。先般朝鮮人の建てた私立学校に対して、解散命令とか、あるいは法人の設立に対して種々なる條件、たとえば法人の役員等がある団体

の者であつてはならないというような、いろいろな條件がついておるのでありますが、この法案などを通覧いたしましても、そういう條件をどういふ法的根拠に基いてつけるか、非常に了解しがたいのであります。一体どういふ法的根拠によつてああいう條件をつけただのか、その点についてお伺ひいたします。

○久保田政府委員 ただいま御指摘の財団法人を設立いたしますについての條項は、この法案からは、およそ出て来ないのが当然でございまして、現在財団法人の監督規定といったようなものがありますのと、もう一つは、団体等規正令から出て来ます関係において、一応拘束される條件をつけたにすぎません。

○今野委員 たとえば、今後日本人が私立学校を建てる場合についても、やはりそういうような団体等規正令の拘束を、法人設立について受けるのかどうか、お伺ひしたい。

○久保田政府委員 解散を命ぜられた団体の関係でございしますので、日本人の場合も朝鮮人の場合も、まったく同様に扱わざるを得ないと考えております。

○今野委員 その点はあとにいたしまして、次に大臣に、先ほど政府委員にお伺ひしたのですけれども、重ねてお伺ひいたしたいことは、現在日本の私立学校というものは、財政的に非常に困難がある、ことに基礎が十分でないというのが定評であります。そのために、いわゆる学校屋という言葉が社会に通用しているような状態でありまして、こういうような法律をきめ、またそれに従つて国家で補助を與えらる

いうだけでは、そういう状態は決して救済できない、こういう見解を持つものですけれども、大臣は、日本の学校教育というものを確立する観点から、私立学校に対して、もつと根本的に考え直すお考えはないかどうか、お伺ひしておきたい。

○高瀬國務大臣 私立学校については、いろいろの私立学校がありまして、お話のように教育的見地から申しますと、非常に運営に欠陥のあるような学校も、確かにあることは事実であります。それらは文部省といたしましては、学校教育法等に準拠いたしましたので、その内容を充実し、りつばな学校にして行くように、指導して行きたいと思つております。また学校設立等の場合には、設立者の点、あるいは財政的基礎の点等を考慮して、文部省としては態度をきめなければならぬ。それらの点について今まで十分の考慮が拂われなかつた点もあつたのじやないかと思ひます。そういうような点から

も、文部省は、やはり私立学校法案で、教育的な見地から私立学校に対してある程度の助言監督のできるような地位にあることが必要だと思つております。

○今野委員 お答えが私の質問と少しずれたように考えられますので、さらに詳しくお伺ひしたいのですけれども、先ほど申ししたのですが、現在国立大学の授業料は三千六百円、私立学校の場合は最高が一万七千円というのがあるようでありまして、こういうような状態ではないか、教員の給与はまことにお話にならないようなものである。千二百円とかあるいは二千円とかいうような、教授であつてそういう俸

給を受けておる者が多数あるのです。そういう状態でありまして、一方学生は非常に困難に陥つて、多数の者がいわゆるアルバイトをしなければならぬ、それでもなおかつ学業が続けられない、こういうような状態である。主としてこういう経済的な問題について、もつと助成する方法がないものかどうか、それについて助成するには、学校というもののに対して、もつと根本的に考え直さなければいけないと思ふのだけれども、その点はどうかという、主として経済的な問題についてお伺ひしてゐるのです。

○高瀬國務大臣 私は私立学校というのは、やはり自主独立でやれるような基礎を持つのが理想的だと思ふ。ただ日本は敗戦の結果、現在はいろ／＼な特殊な事情が起きておりますし、経済的にも特別に例外的に困難な事情もありませんので、国庫の補助もぜひ必要の場合が相当あると考えますけれども、現状をいたしましては、やはり私立学校というものは財政的にも独立をして、独自の立場で独自の校風をつくりつてやるのが理想的であります。従つてりつばな私立学校をつくつて行くという目的でもつて国庫が補助をする

ことは、適當でないと考えております。

○今野委員 その点に關して、たとえば私立学校財団に対する寄付行為などに対する免税といったようなことは、一体考えられておるかどうか。またいつそういうものが実現できる見込みがあるか、こういう点について伺ひます。

ついて一番基本的な問題でございまして、かね／＼文部省でもこれが必要な措置をやつて来ておるわけでございしますが、幸いに先般のシャープ勧告の線にも、この点は明確に指示されておりました、ただいま私どもと関係者との間で、次の通常国会までには、そうした関係を明確にしたいという段取りを進めておる次第でございませう。

○稲葉委員 ただいまの点にも関連いたしますが、本法は私立学校の公共性を高めることを目的としたておるのでありますが、その公共性に害がありはしないかという疑いを起させる点があります。その最も重大なものとしては、学校法人に対して財政的基礎を強固にする一つの助けとして、教育上支障のない限り収益事業を営むことがで

きる、――収益事業と申しますか、要するに営利事業を公共性ある学校法人が営むということとは、い／＼な弊害が起りはしないかという点が危惧されますが、この点について、文部大臣は

いかようにお考えになつておられるか、承りたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 お話のありましたように、学校の財政的基礎が十分確立されておるならば、そういうことは、むしろ思つております。けれども、財政的基礎がそれほど十分でない場合には、教育上支障のない限りは、これを許すことも必要であらうという立場で、こういう規定ができておるのであります。しかし教育上支障のないという限界がありますから、どんな営利事業をやつてもいいというわけではありませ

とは、審議会等において十分慎重に考  
えることになるだろうと思ひます。

○稲葉委員 教育上支障のないとい  
う限界が、いかなる範囲まで許される  
か、その認定は、審議会に諮問するけ  
れども、結局文部大臣の認定によつて決  
定されることになりますれば、この点  
から、失礼ながら文部当局の官僚主義  
的な強い制限が、また再び私立大学等  
に逆に加へられて、自主制が破壊せら  
れるチャンスと與へて、そうして常に  
文部省と私立学校、殊に私立大学との間  
に紛争の起る源をつくるように思ひま  
す。この点は、わが國の教育上常に平  
和を保つことができないゆゆしい問題  
でありますので、慎重な考慮を要する  
点だと思ひますが、そういう点で、先  
程今野委員からも質問になつた、ある  
いは松本委員ですか、質問せられまし  
た、少くとも大学審議会につきまして  
は、これを諮問機関とせずして、決議  
機関とすることによつて、この点に関  
する官僚制と私学の自主性との紛争  
を遮断するという用意があつてしかる  
べきだと存するのでありますが、この  
点について文部大臣の意見を承りたい  
と思ひます。

○高瀬國務大臣 その点につきまして  
は、最初の御質問の場合とちやうど逆  
のような御意見になるのじやないかと  
思ふのです。最初の御質問は、私立学  
校の中で、それをむしろ濫用して、教  
育上悪い影響を及ぼすということをし  
はしめないかという御心配のようであ  
つたと思ひます。そういう危険も確か  
にあるのです。ですから、やはり自主  
性が——ほんとうにそういう心配がな  
くやられるという場合ならばいいので  
ありますけれども、実際はなか／＼そ

う行つておりませんから、やはりそう  
いう弊害のある場合に対しては、何ら  
か防ぐ方法を講ずる必要があるわけ  
で、文部大臣がそれを認定するといた  
してやしても、審議会の委員の意思に反  
してやるということとは、今日の時代に  
おいては、もうなかりと思つており  
ます。また文部当局が官僚的と言われ  
ますけれども、前は存じませんが、こ  
のごろでは相当頭も切りかえておりま  
して、決してそんな独断的なことをや  
ることはないと考えておりますので、  
審議会があつて、その意見を十分聞い  
てやるという程度が一番いいと思ひ思  
つております。

○稲葉委員 ただいまの点につきまし  
ては、真に濫用を防ぐと同時に、その  
濫用を防ぐやり方が行き過ぎると、自  
主性を害する。それで文部大臣の今の  
御答弁は、今日の文部当局は、決して  
諮問機関の答申を無視してやる意思は  
ないと言われますけれども、私は制度  
としてそういうことがいけないう言  
うのであつて、将来そういう——今の文  
部大臣は決してそういう官僚主義的  
じやないという点は認められても、文部  
大臣がかわられて、官僚主義的な人  
になつた場合、制度としてそういうこと  
が可能であり、しかもそれが合法的に  
なるということでは、非常に困る、こ  
ういう点をお尋ねしているのでありま  
して、私の質問の真意はおわかりと思  
ひます。

○渡部委員 やはりその点関連してで  
すが、この私立学校審議会の委員の任  
命から議事の手続、その運営に至るま  
で、都道府県知事の承認を経てなされ  
るという点は審議会そのものの性質を  
非常に官庁的な、あるいは官僚的な形

で制約するという結果になりはしない  
か。たとえば委員の選挙においても、  
委員の構成においても、私立学校から  
選挙されたそのものだけでいいのじや  
ないか、選挙だけでいいのじやない  
か。従つてそういう審議会の議事の手  
続とか運営とかということも、またた  
く自主的な形でなされてもいいのじや  
ないか。こういう点が公共性だとい  
うならば、公共性というものの性質が官  
僚的な統制ということになりはしない  
か。この点を第一にお尋ねします。

○高瀬國務大臣 審議会の議事の手続  
とか運営というところは、第十七條では  
「都道府県知事の承認を経て、私立学  
校審議会が定める。」こういうことに  
なつておられるわけでありまして、都道  
府県知事が横暴にかつてこれをきめ  
るということとはないと私は思つており  
ます。

○渡部委員 さきに申し上げた私立学  
校審議会というものを、知事や大臣の  
任命によるのではなくて、選挙である  
方がいいのではないか。選挙によらな  
いで任命するということに、公共性  
を持たせるといふ意味が含まれてお  
るのだとすれば、このような公共性は、  
私立学校に対する官僚的な統制を意味  
するのではないか、この点をお伺いし  
ます。

○高瀬國務大臣 その点は、意見の違  
いだと思いますが、あまり今までのや  
り方がよくなかつたという点があつた  
という点から、都道府県知事とか、文  
部省というものを信用なさるなとい  
うことも、行政の秩序という点から言  
うと、おもしろくないことでありまし  
て、そういう乱暴な知事、大臣があつ  
たならば、やめてもらへばいいのであ

りまして、(笑声)相当やはり信頼して  
行く必要があらうと思ひます。

○渡部委員 先ほどの朝鮮人学校に関  
連しての問題ですが、朝鮮人学校が閉  
鎖されたのは、主として朝鮮人連盟が  
団体等規正令によつて解散されたこと  
に關連しておるのか、あるいは私立学  
校に關する法規に抵触するところがあ  
る、その制約を受けなければならぬと  
いう点から、解散あるいは閉鎖を命ぜ  
られたのか、この点をお聞きします。

○高瀬國務大臣 その点は私たび／＼  
お答えしたと思ふのですが、朝鮮人学  
校に対する措置に二種類ありまして、  
第一種の方は、朝鮮人連盟の直接設立  
経営にかかものに対する措置であり  
ます。これは団体等規正令によりまし  
て、朝鮮人連盟が解散された結果とい  
はしまして、経営、主体がなくなりま  
したので、廃校になるわけでありまし  
から、ただちに閉鎖を命じたわけであ  
ります。

第二種の方は、朝鮮人連盟の直接設  
立経営にかかわらぬものであります。  
これは朝鮮人連盟が解散されたからと  
いつて、当然に閉鎖されるというもの  
ではありません。しかし団体等規正令  
によりまして、解散団体の構成員四分  
の一以上を持つておる団体として、同  
じようにされるというような規定にな  
つておりますので、これを排除しなけ  
ればいけません。それからまたそれら  
の学校におきましても、解散団体の朝鮮  
人連盟の教育的な支配が事実相当にあ  
つたのであります。これを排除しなけ  
ればいけません。それから学校教育法に  
基きまして、いろ／＼の整備すべき條  
件がありまして、それが満たされてお  
らないから、これを満たすように——

それができないというところから閉鎖  
を命じたのであります。第一種につ  
きましては、解散の結果、自然にそう  
いう結果になります。第二種の方は、  
学校教育法の規定に基いて閉鎖を命ず  
る、こういうことになっております。

○原委員 委員長から渡部君の質問  
に關連して一言お聞きしたいのです  
が、朝鮮人学校の事後処理につきまし  
て、文部省はいかなるお考えを持つて  
おられるか、新聞紙上によれば、文部  
省より通達を發せられて、各小学校に  
その児童を吸収するように、また吸収  
し切れないものは分校をつくるように  
という通達があつたやに承るのであり  
ます。たとえば昨日は岡山県から陳情  
が参つたのであります。岡山県では、  
朝鮮人の児童が約二千名、どうしても  
分校をつくらなければならぬ、分校  
だけで五校もつくらなければならぬと  
いうことを陳情に参つておるのであり  
ます。もし分校をつくらうとすれば、

地方財政だけではとても困難でありま  
しうし、これに対する予算的措置とい  
うことも、考えなければならぬと思  
うのであります。そういうことにつ  
いて、どういふふうな事後処置をお考  
えになつておるか、ちよつとお聞きし  
たい。

○久保田政府委員 ただいま御指摘  
の、朝鮮人の收容についてでございます  
が、一応文部省から地方にお願ひい  
たしましたことは、およそ人種なり年  
齡なり性別といったやうなことで区別  
しないという建前をとりまして関係か  
ら、おのずと学区に従つて分散されて  
收容されて行くのが、本筋でございます  
ので、そういう形で收容していただく  
ことをお願いしたのであります。と

ころが、ある大きな集団があつたり、またその建物の利用関係から考えまして、むしろ分校をつくつた方が双方に好都合であるといつたような関係の場合に限つて、分校をやむを得ず認めて行く、たゞいま申しました第一の原則に對して、やむを得ず認めて行くという形で行かざるを得ない。そうした場合の分校についての予算的な始末、また非常に多くの人を收容する関係から、たとえば一つのクラスに三人入つて来たから教員が一人ふえるといった事實はございせんが、たま／＼そこに大きな集団を引受けるという問題になりますと、そこにすぐ教員の問題が起つて来るわけでありませう。それらのものにつまましては、一応予算的な始末をだん／＼進めて行きたいと思つて、建物の関係につきましては、ある程度の措置がでけると考へております。ただ定員が増しましたについて、教員が増して行きます関係については、本年度の予算の補正関係では、多少時間的に間に合ひませぬ関係から、十分な始末ができておらぬかと考へております。

○高瀬國務大臣 この前も松本さんから、やや似た質問がありまして、文部省としては、朝鮮人の学校を全然禁止しなければいかぬという態度で行つておるわけではございせん、学校教育法にのつとつて、十分に義務教育がやれるということであれば、これは認めるという方針で行つておるわけでありませう。従つてこの私立学校法等も、朝鮮人についても同様に考へられるわけでありませうから、日本の私立学校についても同じように、十分の基礎と内容を持ち、そして義務教育をやるにいて少しも心配がないという條件があれば、むしろこれは認める方針であります。

○渡部委員 義務教育でない場合、日本の私立大学とか、高等学校、中等学校というような場合にもこの法案によつて同じ権利義務を持ち、従つて国庫補助等も與えられる、こういうのですか。

○高瀬國務大臣 義務教育以外の私立学校についても、同じに考へております。

○渡部委員 今の委員長は質問が、私の質問の第一の内容になつておつたわけでありませうが、同時にそれに関連いたしまして朝鮮人側では、今述べられたような事情から、非常に混乱を來しておる。他面では依然としてやはり私立の学校をつくることを求めておる。これは朝鮮人一般の非常に強い要求でもあるわけでありませう。このような場合に、もしこの私立学校法が成立しまして、朝鮮人の私立学校にこの法案が適用されるような形をとる場合には、朝鮮人独自の私立学校というものが承認されるのかどうか、この点を大臣からお聞きしたいと思ひます。

いという解釈のもとに、教育金庫法が遂に上程を見るに至らなかつたいきさつを私どもは聞いております。そうしますと、その後文部省と関係方面との折衝の結果、文部省の解釈の、公の支配に属するものであるという点について、関係方面の完全なる了解があつたのであります。さういふ点について、もし御交渉がありましてならば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 憲法の規定の、公の支配に属するといふ点で、私立学校を考へて、補助等ができるかどうかといふことにつきましては、意見が突は一致しておらないのであります。日本人の間でも、必ずしも意見は一致していませんし、あちらも意見が一致していません。しかしこの法案ができましたらば、これによつて当然憲法違反でなく補助ができる、こういうことになるわけ、この点は関係方面とも十分に了解がついております。

それから教育金庫法についてのお話がありましたがそれは公の支配とは、実はあまり関係がないことでありませう。国庫から補助するという場合に、公の支配との関係から非常に困難があるといふような点で、ああいふ金庫をつくつて貸し出すといふことになれば、これは公の支配と関係なくできるといふ意味でもつて計画されたわけでありませう。しかしそれは、現在でも文部省は、さういふことも必要だといふことは考へておりますけれども、今までのところは、財政的その他の事情でもつて、実現されない状態でありませう。

○稻葉委員 そうすると、この私立学校法が通ることによつて、この私立学校法案についてはオーケーをよこした

わけでありませうから、これが制定されることによつて、関係方面の私立学校の對する見解も、憲法第八十九條のいわゆる公の支配に属するものとして、将来これについては国庫金の助成をなし得るものという解釈が確定するわけでありませう。

○高瀬國務大臣 この私立学校法案によりまして、私立学校については、憲法のその規定に合致するものと、向うも認めておるわけでありませう。

○原委員長 時間が切迫しておりますので、簡単に願ひたいと思ひます。

○今野委員 先ほど大臣は非常に重大なことを言われた。それは、大臣や知事や、いわゆる官僚を信用されないやうになつては困るというやうなことを言われたのですが、先日自由討論において、民主自由党の某氏が言つておられたのですが、どうも官僚は、衆議院や何かに出て来れば処女のごとく、その他の場合においては、まるで傲然たる支配者のごとき権利を持つておる、さういふやうなことを言われた。それで、その実情を見ましても、朝鮮人学校の解散の問題にしても、解散させておいて、そのあとの始末は何もしないといふことが現実としてある。

六・三制の問題でもさうです。二十二年、二十三年の建築にかかるといふので、非公営事業になつてゐるものが二万二千教室、これは補助を受けてゐる。最初から補助を受けてゐるもの、三分の二に達する。しかもさういふものに対して二十四年四月三十日以降のものしか今度の追加予算では認めない。さういふやうな無責任な態度をとつておるといふやうなことから、その他あらゆる場合に、たとえば教育費の

配分の場合に文部省に参りますと、地方の人はべこ／＼頭を下げて、文部省の課長が傲然としてそれに對しておるといふやうなところを見ましても、實際信用しがたいやうな実情があるわけではございませう。現実の問題として、さういふことを考慮して考へると、この監督的な規定が非常に強く響くわけだからこそ、物議をかもし起してゐるわけだ。その点を文部大臣は説明なり何なりで、はつきりさせていたいただきたい、さういふやうに感ずるのであります。

○高瀬國務大臣 もし文部大臣あるいは文部省当局に、さういふのはだ不親切な官僚的な横暴なところがあるとすれば、むしろ是正されなければならぬのであります。さういふ点については、あくまで私は是正するといふ態度でやつております。

○原委員長 この際委員会の構成の問題につきまして、一言申し上げたいと存じます。

理事の柏原義則君が辞任されましたので、ただいまより理事の補欠選挙を行いたいと思ひます。

理事の選挙はその手続を省略して、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。それでは高木章君を理事に指名いたします。(拍手)

○原委員長 なおお諮りいたします。日程を追加いたしましたので、野坂参三君外三十五名より、六・三制完全実施に関する決議の案行に関する決議案、苦米地参三君外二名より、科学技術振興に関する決議案及び野坂参三君外三十

五名より、古美術保存に関する決議案が提出されております。以上三案は、いずれも十一月二十二日本委員会に付託された議案であります。これより三案を一括して議題とし、提出者の提案理由の説明を求めることにいたしたいと思ひますが、右日程の追加に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それでは提案者の理由の説明をお願いします。まず今野武雄君。

### 六・三制の完全実施に関する決議案

六・三制の完全実施に関する決議案

教育振興の基本制度である六・三制は現在未曾有の危機に直面し、全国的に深刻な不安と混乱を惹起している。

政府は、この現状とその将来に及ぼす影響を考慮し、前国会において本院で満場一致可決した「六・三制完全実施に関する決議案」の主旨を履行するため、本国会会期中に、六・三制完全実施のための有効適切かつ強力な予算的措置を講じ、全国民の要望に應えるべきである。

右決議する。

○今野委員 では指名によりまして、六・三制の完全実施に関する決議案の履行に関する決議案の趣旨弁明をいたします。

最初に決議文を読み上げます。

### 六・三制の完全実施に関する決議案

教育振興の基本制度である六・三制は現在未曾有の危機に直面し、全

国的に深刻な不安と混乱を惹起している。

政府は、この現状とその将来に及ぼす影響を考慮し、前国会において本院で満場一致可決した「六・三制完全実施に関する決議案」の主旨を履行するため、本国会会期中に、六・三制完全実施のための有効適切かつ強力な予算的措置を講じ、全国民の要望に應えるべきである。

右決議する。

以下趣旨を申し上げます。六・三制の完全実施が重要な問題であることは、申すまでもありません。それでこの前の第五国会においても、満場一致で完全実施に関する決議案を採択したわけでございます。ところが今度政府は、追加予算として十五億、次の予算としましては二十五億とあるいは四十五億とかいふと説がございまして、ともかく四十億ないし六十億程度の予算を計上して、事によるとそのままそれだけで予算が打切られるのではないかというふうにも考えられておるわけでもあります。文部当局の説明を聞きましても、あるいは予算説明書などを見ましても、四十億あれば必要の最小限度だけはともかく整う、こういうことがうたつてあるのでございませう。

しかしながら現実に申しますと、この二十四年度の当初予算が打切られたために、非常にたくさんの方財政の犠牲が出ておる。その資料を文部省に求めましたところが、それに基いて勘定してみますと、二十二年度、二十三年度において建てました新制中学のうち、非公営事業になつておるものが二万二千四百教室あるのであります。

これに対する補助額を勘定してみますと、半額国庫補助といたしまして大体六十七億のものが補助を受けてないことになるわけでありまして、このことは、非常な苦勞をして熱心に学校を建てた、その結果個人的な借金まで負つたような人々もあるわけでありまして、そういう公共団体や個人を犠牲にし、たいへんな目にあわせておるわけでありませう。

のみならず、現在の中学校の生徒数を見ますと、大体四百九十万、これに必要な教室を勘定してみると、およそ十一万教室であります。予算措置の講ぜられた教室数は三万三、四千にしかなりません。そういたしますと現在各地において新制中学が独立校舎としてどこでも建てられておる、またそういうことが積極的に進められておる、こういうような現状において考えますと、ほとんどその残りのものが補助なしに建てられることになるわけでございます。そこへもつて来て十五億円というものがここに出来て参りました、わずかに四、五千の教室ができるにすぎない。それではとうてい焼け石に水であります。

そこで第一には二十二年度、三年度に建てた二十四年度の予算でもつて補助をするというふうなはつきりした約束ではなくても、そういうような建前で建てたもの、そういうようなものに対して補助を急速に與えること、これによつて政治の信用というものを回復しなければならぬと思ふのであります。

それから第二には、現在非常にたくさん不足しておるのだが、そういう教室を急速に建てて、そうして

六・三制を完全に実施する。そういう二つのことをぜひともやつて行かなければいけない。

これが六・三制の完全実施に関する決議案の趣旨弁明を願ひます。渡部義通君。

○原委員長 古美術保存に関する決議案の趣旨弁明を願ひます。渡部義通君。

### 古美術保存に関する決議案

古美術保存に関する決議案

われらの父祖が、ゆる遠な歴史の経過に創造し伝えて来た民族的文化遺産たる古美術を完全に保存して、後代に伝えることは、われらの民族的義務である。

しかるにその古美術は荒廢のままに放置され、政治や国民的関心の外におかれてゐる実情にある。この状態こそ法隆寺、松山城、松前城に起つた不幸の根本原因であつた。よつて政府は、この現実を直視し、この民族的義務を回避することなく、古美術保存のために、有効適切な措置、特に予算的措置を本国会会期中に講ずべきである。

右決議する。

○渡部委員 古美術保存に関する決議案についてまず決議案文を読み上げます。

### 古美術保存に関する決議案

われらの父祖が、ゆる遠な歴史の経過に創造し伝えて来た民族的文化遺産たる古美術を完全に保存して、後代に伝えることは、われらの民族的義務である。

しかるにその古美術は荒廢のままに放置され、政治や国民的関心の外におかれてゐる実情にある。この状態こそ法隆寺、松山城、松前城に起つた不幸の根本原因であつた。よつて政府は、この現実を直視し、この民族的義務を回避することなく、古美術保存のために、有効適切な措置、特に予算的措置を本国会会期中に講ずべきである。

右決議する。

### 古美術保存に関する決議案

古美術保存に関する決議案

われらの父祖が、ゆる遠な歴史の経過に創造し伝えて来た民族的文化遺産たる古美術を完全に保存して、後代に伝えることは、われらの民族的義務である。

しかるにその古美術は荒廢のままに放置され、政治や国民的関心の外におかれてゐる実情にある。この状態こそ法隆寺、松山城、松前城に起つた不幸の根本原因であつた。よつて政府は、この現実を直視し、この民族的義務を回避することなく、古美術保存のために、有効適切な措置、特に予算的措置を本国会会期中に講ずべきである。

右決議する。

○原委員長 次に科学技術振興に関する決議案の趣旨弁明を求めます。

### 科学技術振興に関する決議案

科学技術振興は産業興隆の基礎であり、人類福祉の源泉である。又、科学技術研究のかくかくたる成果がいかに国際親善に寄與し、いかに国際文化の発展に貢献するかは、ノーベル賞の受賞者湯川秀樹博士のかがやける業績に徴して、既に明白である。

わが国が優秀な科学技術研究者を多く国内に擁しながら、その成果の未だ必ずしも世界各國に比して、充分でないゆゑは、研究施設や研究費の極めて貧弱たるがためである。政府は、平和日本の重要な責務が科学技術による世界的貢献にあることを認識し、科学技術振興のため、至急左の措置を採ることを要望する。

一 科学技術の研究、試験、工業化及び発表に関する交付金、補助金、奨励金を飛躍的に増額すること。

二 民間研究所の窮乏を打開するため、大幅の助成措置を講ずること。

三 研究用機械、図書の入力を促進すること。

四 研究者の待遇を至急改善すること。

五 政府は次期国会において、採りたる措置を衆議院に報告すること。

○稲葉委員 科学技術研究振興に関する決議案の趣旨を明瞭にいたします。苦米地義三君外二名の提出であります。まず主文を朗読いたします。

科学技術研究振興に関する決議案

科学技術の振興は産業興隆の基礎であり、人類福祉の源泉である。又、科学技術研究のかくくたる成果がいかに国際親善に寄與し、いかに国際文化の発展に貢献するかは、ノーベル賞の受賞者湯川秀樹博士のかがやける業績に徴して、既に明白である。

わが国が優秀な科学技術研究者を多く国内に擁しながら、その成果の未だ必ずしも世界各國に比して、充分でないゆえは、研究施設や研究費の極めて貧弱微々たるがためである。政府は、平和日本の重要な責務が科学技術による世界的貢献にあることを認識し、科学技術振興のため、至急左の措置を採ることを要望

する。

一 科学技術の研究、試験、工業化及び発表に関する交付金、補助金、奨励金を飛躍的に増額すること。

二 民間研究所の窮乏を打開するため、大幅の助成措置を講ずること。

三 研究用機械、図書の入力を促進すること。

四 研究者の待遇を至急改善すること。

五 政府は次期国会において、採りたる措置を衆議院に報告すること。

右決議する。

趣旨を簡単に弁明いたしますと、わが国の科学技術の研究者が、非常に国内には多いけれども、その研究費等がきわめて少いために、生活に追われて、研究に没頭できない。また研究施設も少い。これを増強するならば、その産業振興への寄與貢献はきわめて莫大なものがあつて、たとえばベニシリンの研究のごとき、わずか四百万円を投じたことによつて非常に生産も上り、その値段も非常に安くなり、国民の健康の上に非常な貢献をしたことは、すでに実績によつて明白である次第であります。

そういうわけでありますから、文部省といたしましては、この補正予算が組まれる際でしたか、二十五年予算においてでしたか、はつきり覚えておられません。が、十一億何がしの科学技術振興助成金を要望したはずである。かかる予算面にはこれが大幅に削減せられていくという事は、はなはだ私どもの遺憾にたえない次第でありますので、この際この決議案を上程いた

し、国会の科学技術振興に関する熱意を明らかにしたいというのが、本決議案の根本的の趣旨であります。

その具体的な内容に關しましては、もし御質問でもあれば、資料を持つておりますから、申し上げたいと存する次第であります。

○原委員長 これより三決議案の審査に入りますが、審査は後に譲ることとし、午前中の審議はこれにて暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではこれにて休憩することいたします。午後は部屋がとれ次第、二時より開会いたしたいと思ひます。

午後零時五十八分休憩

午後四時十二分開議

○原委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

私立学校法案に対する逐條審議を継続いたします。第二章私立学校に関する教育行政について。

○永谷(昇)委員 さきの第二條を削り、第三條を修正するといひますと、これに關連して第五條であります。これをこんなふうにとつてかえなければならぬと思ひます。

すなわち「第五條 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四條及び第十三條の規定にかかわらず、左の各号に掲げる権限を有する。」というふうに修正せなければならぬと思ひます。

それから同條の第二項といたしまして、これもまた第二條を削除いたしま

なければならぬと思ひます。

それは「学校教育法第十四條は、私立学校に適用しない。」というふうにしななければならぬと思ひます。が、当局の御意見を伺ひます。

○久保田政府委員 第二條の修正に伴いました当然の結論でございます。

第五條が規定しております趣旨に一致するものでございますので、御修正に同意いたします。

○渡部委員 第七條の「都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に關して、左の事務を行う」というところの「二」号であります。この点については、前

会にわれ／＼が、もし知事が校長、園長及び教員の免許に關する事務や、教科書の検定に關する問題を取扱うことになれば、これは学校行政の上に、さらに教育方針の上に重大な関與をすることになるがどうかということを質問したときに、文部省側では、これは單なる事務であると言われたが、しかしながらこういう事務を取扱うのは、教育委員会の事務局において扱ひ得ることであつて、特に知事がこういう事務を扱うべき理由はない。ところがこういう條項を設けておるといふことは、説明に關する限りは矛盾するのではないかと、この点はどうかですか。

○久保田政府委員 これは免許法の當時に審議されたというお話を伺ひますが、この点の考え方、従来とかわつた考え方をいたしておるわけでありませんので、その当時の考え方と全然矛盾したものではありません。

○渡部委員 それではなぜ教育委員会における事務当局が、こういう事務を扱わないのか。

○久保田政府委員 すでに免許法制定當時、そのことが論議せられて現在のできました免許法制度の中にそのことがすでにきめられておる、その形をそのままここに受けて来ておるわけであります。

○松本(七)委員 先ほど水谷委員の御質問に対する局長の答弁で、非常に重要な箇條、總則の二條と、それから第五條の修正をするといひますと、問題は解決するわけですが、これほど重要な條項があつたものを、そのまま文部省が出されて来た意図というものが、非常にふに落ちないものがあります。たとえば修正しない前のままで、第五條についてですが、当然学校教育法の十四條は、優先適用されるというところに相なるわけですか。

○久保田政府委員 第五條の「私立学校について有する権限」といつた言葉の解釈にならうかと思ひます。ありますが、この第五條では、そういう処分権を伴つたような、そうした権限の事項は、この修正をする前の五條に書きましたところに、限定的な規定をあげたといふ解釈でありまして、十四條はただいま申しした処分的な権限の事項でありますので、この五條は十四條の適用がないもの、十四條は排除されたものといふ考え方である案をつくつたのでございませう。

○松本(七)委員 なおこの第五條の第二号に、学校教育法の十三條とは同じ文句が規定してあるのです。ただ学校教育法においては「法令の規定に故意に違反したとき」というやつておりまして、ここでは「法令の規定に違反したとき」と、こうかつておりますが、そこに何か区別がありますか。

○久保田政府委員 おつしやる通り、学校教育法には「故意に」とありまして、こちらの方は「故意」の字が落ちておるわけでありまして、これを審議いたします時分にも、いわゆる刑法的な一般的な考え方からすれば「故意」の規定があること自体、特別の意味があるわけではありませぬ。「故意」があるとなつては、法律上の扱いとして、またそれに対する措置として格別な差異がありませんので、むしろ「故意」の二字を落したという意味でありまして、両者の間に重みの関係また刑罰的な意味での取扱いの差異といったものを前提にした区別ではございませぬ。

○松本(七)委員 それから私学の自主性という建前からいいますと、同じ規定の中に「法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき」というこの規定は、少くとも除外すべきだと思ふのでありますが、この点に対する見解はいかがでありますか。

○久保田政府委員 御説の通り、格別多くの事態をこの中に考えられることではないと考えますが、端的なものは次にあります第六條の報告書の提出といったようなことが、具体的なものの事例でございします。

○今野委員 第七條の検定の問題であります。私立学校では、御承知でもありますが、戦前においても国定教科書を使わなければならないというもので、非常に困つた例が多いのであります。成城その他の非常な理想的な教育をやるうとする学校では、自分自分の学校で教科書をつくり、そうしていろいろの実験的な意味で、そういうものを扱うということをやつておりました。

○久保田政府委員 お説の点をむしろ出したために、こうした委員会を、私立学校等のために、別に持たせる形をつくつたのでございします。

○高木(章)委員 ただいまに關連してあります。第七條第二号の教科書の検定であります。この規定を拜見いたしますと、学校教育法の四十九條によつて、文部大臣が検定されるように伺つておるものであります。しかし、ただいま審議中の教育委員会法四十七條にも、教科書の検定、採択の件があるのではありませんか、この教育委員会法で採択検定される教科書は、公立学校のみで採用し、しかして教育法第四十九條によつてできる教科書が私立学校で用いることになるのであります。その点お伺ひいたします。

○久保田政府委員 私立学校で用います教科書の関係は、この七條の関係でございします。

○松本(七)委員 その次に支給方法、これを文部大臣が大蔵大臣に協議して定めるといふことになつておりますが、こういう内部関係の問題を、法文で明らかにするといふのは、少し行き過ぎじやないかと思ひます、いかがでしようか。

○久保田政府委員 これは給與実施部の一般的な統制の關係から出て来る、やむを得ない当然の規定になつております。

○水谷(昇)委員 松本君よりあとにもどるのではありませんが、「第十一條 都道府県知事は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」と、こうあります。これでP.T.A.の会もこの中に入ることになつていふと思ひますが、この点は御意見はどうでありますか。

○久保田政府委員 この規定は、私立学校を対象に書いたものでございまして、P.T.A.はこの中に一応入らないと考えておるのであります。

○原委員 ほかには御質疑はございせんか。

○渡部委員 第十條の、委員は知事が任命するといふような事柄が、審議会の性格に關係するのですが、この場合に、知事がどういふ範囲から任命するかといふ点で、二つの場合があげられておる。一つは小学校、中学校、もしくは高等学校の校長、幼稚園の園長、これらの学校の教員、または学校を設置する学校法人の理事、一つは学識経験のある者、こういう二つの方向から任命することになるわけですが、

この場合に、この法案を立案されるに際して、学校経営の上で、非常に広い一般の教職員や学生といふものの意思がどんなに重要であるかといふことについて、考慮してみられた上で、こういうような結論が出たのか、あるいはそういうことが考慮されなかつたのであるか、その過程を伺ひたい。

○久保田政府委員 教職員につきましては、御存じの通り重要な構成員であります。関係で、十二分に考慮に入れた計算であります。学生については、文部省は、一応学生の身分が教育を受ける關係のものにありますが、建前から、この中に参加させることは、むしろ否定した計算で、この審議が進められたと考えております。

○渡部委員 その文部省の見解は、おそらく全国の学生諸君の反対するところだと思ふのです。(ノー)そればかりでなくて、重要なことは、現に大学法に対する学生の反対運動が起きたときに、すでに学生が何を求めておるかといふことがはつきりしておると思ふ。これをノーと言われるのは、あつた事実を認められないからこそ、ノーと言われるのだらうと思ふ。明らかに大学法案については、そういうふうな運動が非常に大きく起きた。そういう動きが現に学生諸君の中にもあつた。そういう点を考慮されないのでは、この任命という事柄さへも、非常に一方的な面から、しかも知事がこれを任命するといふような点で、官僚的な統制が非常に強化される憂いがあるのではないか。文部省はそういう憂いがないものという考えから、これをつくられたのであるかどうか、この点をお聞きしたい。

○久保田政府委員 學校の關係におきまして、それ／＼学生の扱いをどういふふうにするかといふたようなことは、十分研究していただいてあつたはずであります。その限度においては、計算に入れたことは事実でございします。

○原委員 ほかには御質疑がなければ、第三章、学校法人、第一節、通則だけを御質疑願ひます。——第一節について御質疑はありますか。

○今野委員 これは、先ほども一般のときにちらと伺つたのですけれども、二十六條の「学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。」ということがあります。この條項は、現実の大学や何かの経営と、どういふふうにかつたものができて来るのか、その見通しをお伺ひしたいと思ひます。

○久保田政府委員 現在もその収益を目的とした事業が、学校の正式の形においてではありませんが、事実相当に行われておる場面もありまして、それが公的に、また学校法人の正式な看板でやれるように進めたいという趣旨でございまして、これからある程度収益があがり、午前中も申し上げました片方の寄付といったような形についての免税などから、財政的な基礎が強く固になつてもらうということをねらつておるわけでございします。おそろしくうしたことが学校の基礎を固める上に必要であり、また適当なことだと考えておるのでございします。

○今野委員 その収益を目的とする事業というのが、たとえば学生を対象に

する出版事業を興して、そうして教科書をつくらせて、学生にそれを使わせるとか、あるいはいろいろの日用品、あるいは飲食とか、そういうようなものをするとか、こういうようなことになりまると、収益という目的と、学生の利便、厚生をはかるというふうな目的とが、相反しはしないかというふうに考えられるのでありますが、その点はいかが考えられますか。

○久保田政府委員 これは、たとえば出版の關係にいたしましても、一般的な、普通世間の収益を目的とした業者の場合と、学校がみずからの学生を相手としたとするならば、その間には、同じく収益をあげるといたしましても、そこに学校の考え方から来る恩恵が、学生に対してあつてしかるべきだと考えます。食堂の場合においても、まったく同様の考え方であつてほしいと思います。

○原委員長 ちよつと私から申し上げますが、第二十六條の「私立学校の教育に支障のない限り」と書いてありますが、支障のある事業というのは、ほんのわずかの範囲ではないかと思うのであります。教育に支障のある事業というのはいささか、ひとつ御説明をお願いしたい。

○久保田政府委員 事業の事実について審査するより、方法がないと思ひますが、そのために、できるだけ審議会の意見を聞いて、それらについての始末をいたしたいと考えております。たとえばダンス・ホールといったようなことが考えられるのでありますが、これは教育に支障のない限りの範囲から申せば、必ずしも適当な事業ではないと考えられます。

○原委員長 第一節通則に御質疑があれば、第二節、設立について御質疑を願ひます。

第二節、設立について御質疑がなければ、第三節、管理。

○高木(三)委員 第三十八條の四項の役員は、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。」という項があるのでありますが、これは一つ財団のうちに、二名以上の親族が入つてはならないという規定に解釈してよろしゅうございしますか、伺いたいと思ひます。

○久保田政府委員 ただいまの御意見の通りに御解釈願つて、けっこうと思ひます。

○水谷(昇)委員 第四十一條「学校法人に、評議員会を置く」この項であります。が、評議員の選出の方法は、どういふふうになつておるのでありますか、ここにはつきりしておらぬやうであります。

○久保田政府委員 前の方にでもありますが、第三十條の第六号に「評議員会及び評議員に関する規定」というのがありまして、これを受けて参りまして、この規定によつて選任されて行く形になります。

○松本(七)委員 三十五條に理事と監事を置かなければならないという規定があるのではありませんか。この理事の選任については、三十八條に規定があるのでありますが、監事の選任については、何らの規定がありません。これは理事の業務決定でやるのであるかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○久保田政府委員 これも同じく第三十條の關係におきまして、第五の「役員に関する規定」というところがございします。この内容を受けて選任されて来る形になります。

○松本(七)委員 それから四十一條の評議員会の項ですが、四項に「評議員会に、議長を置く」こうなつておりますが、議長の設置規定もやはり同じで

○久保田政府委員 ただいまのと、まつたう同じでございます。

○松本(七)委員 それから四十二條の評議員会の意見を聞くの規定について、「理事長において」という規定がありますが、ちよつとこれを見ますと、あたかも理事長に権限があるかのごとく誤解を生ずるのであるが、これは法人が聞くのが当然であると思ひますが、どうですか。

○久保田政府委員 御指摘の通り、法人が聞くわけでありまして、法人の法的代表者としての理事長という意味で、置いたわけでありまして。

○松本(七)委員 理事長が法人の代表者であることは当然で、わさう「理事長において」という特に書かれたところに、何か理事長に権限があるかのごとく誤解を生ずるおそれがあると思ひます。そういう誤解をなくする方法はありますせんか。

○久保田政府委員 法人の各理事を窓口にしまして、それらが個々にやり得るという形をとらずに、むしろ理事長を窓口という形で、明確にするという趣旨で、考えておるのでございます。

○松本(七)委員 第四十三條の一番最後のところに「諮問に答へ、又は役員から報告を徴することができ」とありますが、役員個々が報告するの、か、

それとも役員全体とするのか、この点を明らかに願ひます。

○久保田政府委員 ただいまの御指摘の件は、双方とも含むと解釈しております。

○松本(七)委員 次の四十五條の寄付行為の変更の認可の規定ですが、これは所轄庁の権限事項であるために、むしろ設立規定のあとに持つて行つた方が妥当ではないですか、こういうところにはばかつとこれを置くよりも……。

○久保田政府委員 これはその置き方の問題でありまして、寄付行為の変更というふうなことを、決算といったようなこと、こうしたものをどこに置くかという意見の違いだけかと思ひます。

○原委員長 ほかに御質疑がなければ、第四節、解散。

○松本(七)委員 五十條第一項の三号に「目的たる事業の成功の不能」ということがありますが、これは一体だれが判定するのか。それから判定の基準を一体どこに置くのかということ、明確にしたいと思ひます。

○久保田政府委員 これは民法の現在の財団法人の關係と、まつたく同一の形を持つて来たにすぎません。判定の關係は、寄付行為のきめ方にもよるのでありますが、たとえば寄付行為の方法で、理事会が一応そういうことをきめ得るようになり、またそのために主務官庁との認可とか、承認とかいつたような關係をつけてあるのが普通の場合でありまして、双方の協議としての形がここにも成り立つと考へております。

○原委員長 ほかに御質疑はありませんか。

○松本(七)委員 助成及び監督で、五十九條の第二項です。これに「国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により」云々とありますが、この中に当然第四項を入れなければならぬじやないかと思ひます。この点御意見を伺ひます。

○久保田政府委員 御指摘の通り第四項が一応あるのかのように見えるのでありますが、私どもはその文章の中の「国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により」と読んで参りまして、前項の關係で四項は包括されておる、その中に含めてこれを讀ませるといふ形で四項をわざ／＼はずしてあるわけでございます。

○松本(七)委員 この点についてはちよつとはつきり意味がわかりませんが、委員長にお願いしておきたいのですが、法制局の御意見をあとで徴していただきたいと思ひますので、保留しておきます。

○原委員長 それは衆議院の法制局の意見でよろしゅうございしますか。

○松本(七)委員 けっこうです。

○原委員長 それでは法制局第二部長に発言を許すに御異議ありませんか。

○松本(七)委員 法制局第二部長。

○原委員長 法制局第二部長。ただいまの五十九條第二項のうち「前項又は第五十一條第三項」の次に「もしくは第四項」と入れた方が事案自体は明確になると思ひます。しかしながら、前項の中に含むという今の文部省の御解釈も、あながちむりだとも申し上げかねるものですが、その程度でいいのではないかと考へます。

○松本(七)委員 同條の第三項三号「当

該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反した場合において、当該役員が解職すべき旨を勧告すること」この役員の人事情にまで所轄庁がとやかく勧告するということは、行き過ぎではないか。たとい何か不正な使用その他があつた場合でも、これはやはり学校が自主的に役員をかえるというように、自主性を尊重すべきものではないかろうかと思ひますが、この点文部省の御意見を伺ひます。

○久保田政府委員 御説の通り、なるだけ学校が自主的にそういう始末をなさることが、私も最も希望するところでありますが、たゞ／＼法令の規定に違反してあるとか、法令の規定に基づく処分なり寄付行為なりに違反をしてある、その事実を学校側がどの程度に知つておるかということもあろうかと思ひますが、自分の方でそれでいいという見解でおられるような場合を言うのであります。そうした場合には、むしろこれは勧告でありまして、その始末をするにしましても、審議会との関係を重大に置いておられますので、行き過ぎとは考へておりません。

○松本(七)委員 六十二條の解散命令のところですが、「他の方法により監督の目的を達することができない」とある。特に「監督」の字を入れたことに對しては、私学としては、非常に今までの長年の文部省のやり方からして、はなはだ見識にかかるといふ意見が強いので、聞いておるのですが、この点はいかがでしょうか、何か特に必要があるのですか。

○久保田政府委員 ここにあります。

「監督」の文字が、好ましくないという御意見のようでありますが、むしろこれはそうした関係のものを限る限定的な感じを出しているものでありまして、監督という言葉自体がいい、悪いという問題よりは、そのものを限つておるということに御注意をいたされたかと思ひます。

○原委員長 ほかにも御質疑があれば、第四章、雜則であります。

第四章について御質疑がなければ、第五章、罰則について御質疑はありませんか。――なければ、附則について御質疑はありませんか。

○水谷(昇)委員 附則の第十八項中「私立学校法第三條第四項を、前の關係上、私立学校法第三條に改めるとせなければならぬと思ひます。それから附則の第二十一項中「第三條第四項の学校法人を「第三條の学校法人」と改める、こういうことにしなければ、前のとおり合ひがとれないと思ひますが、当局のお考えはいかがですか。

○久保田政府委員 前段の修正に伴ひました当然の結果でございます。御趣旨の通り御修正に同意いたします。

○原委員長 ほかにも御質疑がなければ、これにて逐條審議は終了いたします。なお全般的なこと及び各條項について特に御質疑があれば、これを許します。

○今野委員 先ほど全般的な質疑をいたしました際に、現在の学校並びに学生の困難な状態について言及したのであります。実は学生の問題については、十分のお答えがなかつたのであります。現在の学生の生活が非常にひどいといふことは、皆様のお認めのもとであります。先ほども早稲田の新制大学の学生が参りまして、今年度の育英資金の申請をしたが、いまだに何のさたもない。ほんとうに行き詰つて来て、昨日からご飯も食べられないといふことになつておるというのであります。学生生活はそういうふうになつた破綻しており、授業料も滞納が多くてどうにもならぬ。こういう状態に對して、文部省としては、どういふ処置をとられるつもりか。そういうことについて明確に回答をお願いします。

○岡(延)委員 実はこの私立学校法について、たゞいま逐條審議をやつたのであります。たゞいまの委員長の宣言は、總括的質問というお言葉で、この法案に直接関係あることを總括的に質問するといふ趣旨であるはずであります。従つてたゞいまの今野君の質問は議題外と思ひますから、これは答弁の限りではない。またそういう質問は禁物であるといふことを、明確にしたいでございます。

○原委員長 たゞいま岡君の発言の通り、この法案に關して總括的な質問でなければならぬと思ひますから、この法案を中心として質疑していただくと思ひます。関連するといへば関連するかもしれませんが、会期も切迫しておりますので、その点御了承を願ひます。

○渡部委員 今、岡君の方から、今野君の質問に對して抗議的な動議が出たのであります。しかしわれ／＼が法案を審議する場合には、單に法案の項目等々についてだけ考へてはいけません。われ／＼はあらゆる諸條件を考へて、私立学校法案ならこの私立学校法

案をどのような形で考へなければならぬかといふので、初めて批判の問題が出て来るのであります。従つてわれわれの質問といふものは、單に一見條目にかかわらないように見えても、それはこの法案を批判する上の基礎的な問題にかかわる場合が、しばしばあるわけですから。そういう点は、了承を得ておかなければならぬと思ひます。

○原委員長 總括的な質問は、この法案を審議する当初に、すでにやつておりますが、逐條審議をしたあとで、全体を見て總括的な御質疑をいただいたのが趣旨でありますから、その点御了承をいただきたいと思ひます。

○松本(七)委員 最初に總括質問をやつておりますが、場合によつては抜けることもあるので、もう一度總括質問を委員長は許されたのだと思ひます。そこで答弁その他で長くなれば、委員長からも御注意もありましようけれども、一応答弁していただいたらどうかと思ひます。

○久保田政府委員 たゞいまのお話は、育英会の関係の事務が滞滞しておるではないかといふように了解いたしましたのでございしますが、育英会の方では、本年度の予算が御存じの通り増額を認められておりません。補正予算で幾らかでもそれを補ひたいといふ考へ方のために、多少事務の滞滞があつたのではないかと思ひます。あそここの状態は、私もよく承知しておりますので、その関係を疎漏のないようにやりたと思つております。

○原委員長 私から一つ御質疑したいのですが、第六十條の免税の規定であります。二学校法人の所得で収益を目

的とする事業から生じたもの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。これは、現在学校は公益法人であつて、所得税、法人税を賦課されていないのであります。いかに特典であるようにここに書いてありますが、現在の私立学校の経営の困難は文部当局も非常におわかりだと思ひます。税法上ここにどういふ特典があるか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○久保田政府委員 ここにあげております税の關係では、明らかに現状通りでございますが、次の通常国会に間に合わせるために、シャウプ勧告の線に沿つて、税制の規定を私どもも関係の方で整理をしております。次の国会に間に合せることになるのでございまして、そのときにこうした方が改正になつて参ります。

○原委員長 ほかにも御質疑はありませんか。――御質疑がなければ、質疑はこれにて終結いたしました。

○岡(延)委員 本会議の關係もありまして、私立学校法案に對する質疑はこれにて打ち切り、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○原委員長 岡君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今野委員 その前にちよつと――たゞ／＼申したのであります。この二十二日に本委員会に付託された六・三制の完全実施に關する決議の履行に關する決議案その他二件の決議案は、午前中にすでに趣旨弁明を終つて審議決定するばかりになつてゐるわけでありまして、これをすみやかに取上げ

てやらなければ、何にもならないわけ  
でありますから、即刻それを取上げる  
ことを希望いたします。

○原委員長 ただいまの御発言は、御  
趣旨ごもつともであります。しかしこ  
れは本委員会の議事運営上のことであ  
りますので、理事会に諮つて決定いた  
したいと存じます。  
それではこれをもつて散会いたしま  
す。

午後五時四分散会

昭和二十四年十二月二十二日印刷

昭和二十四年十二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所